

情報サービス業等支援補助金【令和4年度新規】

市内の賃貸オフィスに新たにサテライトオフィスを設置する「情報サービス業等」の企業に対し、その家賃の一部を補助します。

<p>対象者</p>	<p>市内に事業所を有していない市外の「情報サービス業等」を行う事業者で、新たに市内でサテライトオフィス（住居を兼ねる事業所を含む。）を開設するもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※「情報サービス業等」とは、次に掲げる日本標準産業分類の事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報サービス業 イ インターネット附随サービス業 ウ 映像情報制作・配給業 エ デザイン業 オ 広告業（インターネット広告業に限る。） カ 建築設計業 キ 通信販売・訪問販売小売業（インターネット販売小売業に限る。） ク コールセンター業 </div>	
<p>補助要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開設オフィス内に本市に住所を有する常用雇用者が<u>1人以上</u>いること。 ・市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸契約を締結していること。 ・開設オフィスでの事業を開始しているとともに、賃貸契約日から1年以内であること。 ・開設オフィスでの事業を開始した日から1年後において本市に住所を有する常用雇用者が<u>2人以上</u>いること。 ・補助金交付を受けてから<u>3年間</u>は当該事業所を閉鎖・廃止しないこと。 ・市が企業名及び事業内容等を公表することに同意し、かつ、市が行う情報サービス業等の企業誘致の取組への協力及び市内企業・団体との積極的な交流に努めること。 	
<p>補助金額</p>	<p>月額家賃の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て） 1月当たりの上限額：50,000円</p> <p>※賃貸借契約書等に定められた事務所の月額賃料（共益費及び駐車場代を含む。敷金、礼金、その他これらに類する経費、消費税及び消費税相当額を除く。） ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部分の賃料に限る。 ※国、県その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、対象経費から当該補助金額を控除する。</p>	
<p>補助期間</p>	<p>要件を継続して満たす企業に対して最長で3年間（36か月分）</p>	
<p>提出書類</p>	<p>交付申請時</p>	<p>実績報告時</p>
	<p>(1) 交付申請書 (2) 賃貸借契約書の写し (3) 開設オフィスの配置図・平面図 (4) 登記事項証明書又は定款の写し(法人)</p>	<p>(1) 実績報告書 (2) 賃借料の支払いを証する書類の写し (3) 開設オフィスの内観・外観写真</p>
<p>申請開始</p>	<p>令和4年4月1日から</p>	
<p>提出先 問合せ先</p>	<p>〒941-8501 糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係 電話：025-552-1511（代表） 電子メール：kigyoo@city.itoigawa.lg.jp</p>	